

Bank Pay 取引規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第4条（Bank Pay取引契約等）</p> <p>（1）～（2）（省略）</p> <p>（3）前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>（4）前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>（5）（省略）</p>	<p>第4条（Bank Pay取引契約等）</p> <p>（1）～（2）（変更なし）</p> <p>（3）前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。<u>ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</u></p> <p>①～②（変更なし）</p> <p>（4）前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>（5）（変更なし）</p>
<p>第4条の2～第12条（省略）</p>	<p>第4条の2～第12条（変更なし）</p>
<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>第13条（適用範囲）</p> <p>本章の規定は、当行が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下「BP ことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p>	<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>第13条（適用範囲）</p> <p>本章の規定は、当行が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下「BP ことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。<u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定め優先して適用されるものとします。</u></p>
<p>第14条～第25条（省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（追加）</u></p>	<p>第14条～第25条（変更なし）</p> <p><u>第26条（特定用途送金に関する留意事項）</u></p> <p><u>（1）特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント（以下「対象ア</u></p>

Bank Pay 取引規定 新旧対照表

<p>第 26 条 (適用範囲) (省略)</p> <p>第 27 条 (登録の方法等) (省略)</p> <p>第 28 条 (利用者アプリを用いた BP 請求書払い (ことら税公金) の方法等) (省略)</p> <p>第 29 条 (規定の適用) (省略)</p> <p>第 30 条 (取引内容の照会等) (省略)</p> <p>第 4 章 その他 (省略)</p> <p>第 31 条 (譲渡・質入れの禁止) (省略)</p> <p>第 32 条 (規定の変更) (省略)</p>	<p><u>カウント」といいます。)と登録預金口座との間で行う送金サービス (対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします) を指します。</u></p> <p><u>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブサイト (「ことら送金」利用者はこちら> 使い方> ことら送金) を確認してください。</u></p> <p>第 27 条 (適用範囲) (変更なし)</p> <p>第 28 条 (登録の方法等) (変更なし)</p> <p>第 29 条 (利用者アプリを用いた BP 請求書払い (ことら税公金) の方法等) (変更なし)</p> <p>第 30 条 (規定の適用) (変更なし)</p> <p>第 31 条 (取引内容の照会等) (変更なし)</p> <p>第 4 章 その他 (変更なし)</p> <p>第 32 条 (譲渡・質入れの禁止) (変更なし)</p> <p>第 33 条 (規定の変更) (変更なし)</p>
<p>2021 年 5 月 1 日制定</p> <p>2021 年 9 月 30 日改定</p> <p>2023 年 4 月 19 日改定</p> <p>2024 年 1 月 10 日改定</p>	<p>2021 年 5 月 1 日制定</p> <p>2021 年 9 月 30 日改定</p> <p>2023 年 4 月 19 日改定</p> <p>2024 年 1 月 10 日改定</p>

Bank Pay 取引規定 新旧対照表

2025年10月14日改定

2025年10月14日改定

2026年4月1日改定